

# 重量違反は、 止めてください。

規定重量を超えた大型車の走行が、道路の損傷へ。

軸重10トンの基準を2倍超過すると、  
橋には4000倍以上のダメージがあります。

いま道路は老朽化が進行。2032年には、  
関東地方の橋梁の56%が建設後50年に。

この道路を守るため、安全のため、  
重量違反車両などの取締りを  
強化していきます。



## 荷主の方へ

- 依頼車両が重量違反すると、荷主の責任も追及されます。
- 主体的な関与が認められれば、荷主勧告が実施されます。



## 運送事業者の方へ

- 重量違反すると、運転者、運送事業者とも罰則を受けます。
- 悪質な重量超過違反は、即時告発の対象となります。



## 特殊車両通行手続が必要。

規定の重量、幅、長さ、高さがひとつでも超える車両は、  
通行許可または通行可能経路の確認の回答を得てください。

# 〈10月は大型車通行適正化推進月間〉

## 10月2日～6日は、重量違反車両等の取締強化期間

## 重量守り、道路を守ろう。



連絡協議会ホームページ



大型車通行適正化に向けた  
関東地域連絡協議会



一般社団法人 千葉県トラック協会、一般社団法人 東京都トラック協会、一般社団法人 神奈川県トラック協会、一般社団法人 埼玉県トラック協会、一般社団法人 全国クレーン建設業協会 (千葉支部、東京支部、神奈川支部)、埼玉クレーン協会、警視庁、千葉県警察本部、神奈川県警察本部、埼玉県警察本部、国土交通省関東地方整備局、国土交通省関東運輸局、千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市、東日本高速道路株式会社 関東支社、中日本高速道路株式会社 (東京支社、八王子支社)、首都高速道路株式会社 (順不同)